

スポーツセンター調査

1) 指定管理者移行年月日

平成 24 年 4 月 1 日

2) 指定管理者名

株式会社東京ドームグループ

3) 指定管理者決定までの経過

- ・プロポーザルに至るまでの経過（選定委員会では、どのように決定したのか？）

指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会を組織し、候補者の選定を実施した。選定の経過としては、平成 22 年 11 月 7 日に第 1 回の選定委員会を実施し、第 1 次審査として応募 6 団体が提出された。書類に基づき資格審査、事業提案、指定管理料及び財務内容を総合的に審査する。第 1 次審査で通過となった 4 団体について、11 月 21 日に第 2 次審査としてプレゼンテーションを行い、総合的に評価を精査し、「東京ドームグループ」が第 1 位の指定管理候補者に選定された。

- ・利用者説明会

説明会に関しては東京ドームグループの方から実施された。

4) 予算対比

- ・直営時予算 146,330 千円
- ・平成 27 年度予算 144,811 千円

5) 指定管理者主催事業

各種教室 5 事業（こどもプール事業等）

物販事業（コンビニベンダー導入、水着や地元産野菜等の販売）

トレーニングルームの機種更新等設備の充実

夏季の営業時間延長等多岐に渡る

6) 指定管理者への移行後のメリット、デメリット

直営時は月曜日及び年末年始休館であったが、指定管理者の導入により 365 日の開館が行えることとなったため、来館人数の増につながっている。当初予算を比較しても、消費税の増税にも関わらず管理コストは低下しており、営業利益の 50%が成果配分として市歳入となるため、財政的にもメリットがある。

一方で指定管理者制度は 5 年間で区切られるため、長期的な営業戦略や修繕計画などを立てづらいことがデメリットとして挙げられる。

7) 体協、スポーツ課、東京ドームとの関係

現在は各々、業務の内容によって単独で動いたり、連携しながら動いたりしている。